

なんぶ

議会だより



第14号

発行 / 南部町議会 編集 / 広報調査特別委員会 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1 TEL0859-66-4804

平成20年3月議会



足羽彰企画展ねこふんじやのたコンサート（町立図書館）

目次

3月定例議会

..... 2

20年度一般会計予算他

..... 2

一般質問ダイジェスト

..... 4

団塊世代対策 / ゴミの減量化

ふるさと納税 / 少子化対策

法勝寺公園の桜土手 / 政治倫理

人権問題 / 入札制度

地域振興区 / 指定管理

委員会報告

..... 9

3月定例議会

20年度予算決定

66億9,400万円

教育環境整備を重点に



三月定例会は、三月十日に招集され三月二十六日までの十七日間の会期で開かれました。

今議会では、予算関係として二十年度一般会計、水道事業会計、病院事業会計、各事業特別会計当初予算、十九年度一般会計補正予算、条例として、教育の日条例、後期高齢者医療に関する条例、水道事業の設置等に関する条例、町営バスの管理及び運行に関する条例、がんばれふるさと寄付条例等が提案されました。

二十年度町の財政見通を 地方交付税の安定確保は予断を許さない状況 景気の低迷、団塊世代の退職等で歳入が伸び悩み 社会保障費、公債費負担等の義務的な歳出の増大 歳入・歳出の差を基金で賄う財政構造が続くとして、予算の基本方針を 事業の選択と集中 歳出削減による収支の均衡 元気な地域づくり支援 補助金等の見直しが重点課題として上られ、その結果予算の規模は六十六億九千四百万円と昨年に比べ八億四千四百四十万円の増額となっています。

主なものとして、地域住民の連携強化及び地域振興に資するため地域振興基金に八億百五十六万七千円。ふるさと納税制度を利用した、寄付金を通じての参加型まちづくり「さくら基金」として百万円。巡回ラジオ体操、みんなの体操会に百十二万三千元。地域振興協議

会の会長及び副会長報酬に千七十七万八千円。地域振興交付金事業に千二百七十七万二千元。小規模作業所運営補助に九百六十万五千元。介護保険対策事業に一億七千八百九十二万六千元。子育てひろば事業に五百八十五万四千元。小学校から中学校終了まで医療費助成する子育て支援医療費助成事業に四百三十万円。農地・水・農村環境保全向上活動支援事業に三百五十八万六千元。認定農業者等担い手が行う事業に対するチャレンジプラン支援事業に千四百六十八万七千円。松くい虫等防除事業に九百十五万二千元。町道の改良・補修を振興区を通じ受益者が行うジゲの道づくり事業に六百十万円。町営住宅建設改良事業に九千三百八万円。(小・中学校の教育環境整備は今後十億円程度の財源が必要であり)教育費として、西伯小体育館改修事業千八百八十万円。会見小耐震補強事業一億八百三十六万二千元。会見小体育館耐震補強計画策定事業三百万円。会見小プール改修事業三百五十五万五千元。南部中給食センター改修事業二百十万円。教育支援センター(さくらんぼ)事業三百三十七万二千元。図書館管理費千三百五十四万九千円等が主なものとして提案されました。

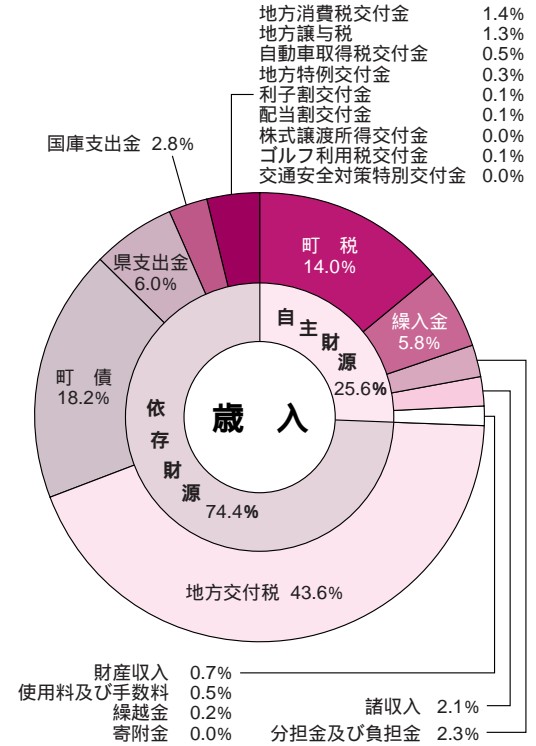
町政に対しての一般質問は十名の議員が行いました。

定例会報告

歳入（一般会計）

（単位：千円）

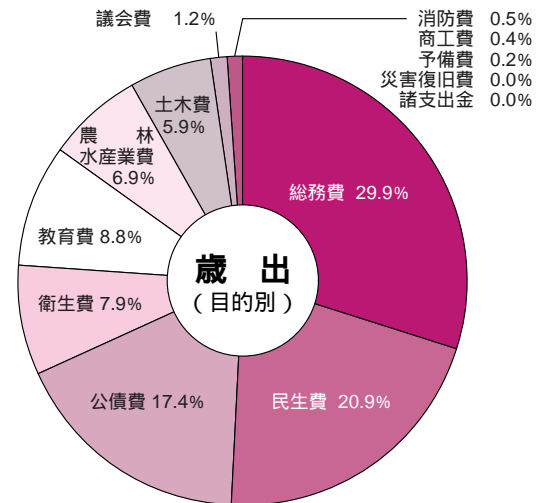
区 分	平成20年度予算額		平成19年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比 較 (A) (B)
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
町 税	936,451	14.0	940,333	16.1	3,882	99.6
地方譲与税	89,809	1.3	90,223	1.5	414	99.5
利子割交付金	6,835	0.1	5,867	0.1	968	116.5
配当割交付金	4,528	0.1	3,340	0.1	1,188	135.6
株式譲渡所得割交付金	2,462	0.0	3,453	0.1	991	71.3
地方消費税交付金	92,758	1.4	96,003	1.6	3,245	96.6
ゴルフ場利用税交付金	6,123	0.1	6,809	0.1	686	89.9
自動車取得税交付金	33,361	0.5	36,226	0.6	2,865	92.1
地方特例交付金	16,798	0.3	9,557	0.2	7,241	175.8
地方交付税	2,920,000	43.6	2,742,000	46.8	178,000	106.5
交通安全対策特別交付金	1,631	0.0	1,631	0.0	0	100.0
分担金及び負担金	155,885	2.3	144,184	2.5	11,701	108.1
使用料及び手数料	35,232	0.5	34,315	0.6	917	102.7
国庫支出金	186,569	2.8	214,312	3.7	27,743	87.1
県支出金	398,809	6.0	348,696	5.9	50,113	114.4
財産収入	44,327	0.7	68,641	1.2	24,314	64.6
寄附金	1,001	0.0	2	0.0	999	50,050.0
繰入金	386,000	5.8	440,384	7.5	54,384	87.7
繰越金	15,000	0.2	10,000	0.2	5,000	150.0
諸収入	142,721	2.1	132,824	2.3	9,897	107.5
町 債	1,217,700	18.2	523,800	8.9	693,900	232.5
（臨時財政対策債）	219,600	3.3	233,800	4.0	14,200	93.9
（臨時財政対策債除く）	998,100	14.9	290,000	4.9	708,100	344.2
合 計	6,694,000	100.0	5,852,600	100.0	841,400	114.4
（再掲）地方交付税+臨時財政対策債	3,139,600	46.9	2,975,800	50.8	163,800	105.5



歳出（目的別）

（単位：千円）

区 分	平成20年度予算額		平成19年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比 較 (A) (B)
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
議会費	80,855	1.2	82,879	1.4	2,024	97.6
総務費	2,003,646	29.9	1,321,207	22.6	682,439	151.7
民生費	1,396,426	20.9	1,237,949	21.2	158,477	112.8
衛生費	531,732	7.9	630,483	10.8	98,751	84.3
農林水産業費	460,806	6.9	479,649	8.2	18,843	96.1
商工費	27,088	0.4	24,679	0.4	2,409	109.8
土木費	392,891	5.9	354,388	6.1	38,503	110.9
消防費	33,040	0.5	32,358	0.5	682	102.1
教育費	591,259	8.8	526,794	9.0	64,465	112.2
災害復旧費	10	0.0	4,921	0.1	4,911	0.2
公債費	1,161,204	17.4	1,131,257	19.3	29,947	102.6
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
予備費	15,042	0.2	26,035	0.4	10,993	57.8
合 計	6,694,000	100.0	5,852,600	100.0	841,400	114.4



【増減の主なもの】

（単位：千円）

総務費	総務費職員人件費	21,661 (365,731 345,222)	衛生費	健康増進・各種検診	21,624 (0 21,624)
	退職手当組合負担金	5,932 (139,475 145,407)		老人保健事業各種検診	33,707 (33,707 0)
	CATV施設管理	6,300 (40,877 34,577)		病院補助金	25,000 (238,388 263,388)
	公共施設整備基金	5,862 (221 5,862)		水道事業会計補助金	18,180 (0 18,180)
	緑水圏管理運営基金	22,000 (22,000 0)		農林水産業費職員人件費	1,426 (94,226 92,800)
	地域振興基金	701,317 (100,250 801,567)		集落排水会計繰出	40,277 (167,001 126,724)
	西部広域負担金	14,251 (363,301 349,050)		チャレンジプラン支援	12,101 (2,586 14,687)
	地方バス対策	9,936 (9,592 19,528)		土木費職員人件費	7,579 (49,726 57,305)
	福里未分譲地（債務負担）	53,647 (53,647 0)		賀祥今長線改良	2,602 (32,002 34,604)
	中山間地域活性化交付金	5,452 (5,452 0)		入蔵線改良	23,552 (7,450 31,002)
民生費	地域振興区支援	20,772 (1,400 22,172)	天万寺内線改良	16,385 (9,618 26,003)	
	コミュニティバス運行	5,200 (18,300 23,500)	道路台帳整備	10,469 (10,469 0)	
	固定資産税評価替宅地鑑定評価	5,140 (5,140 0)	大池線改良	23,604 (0 23,604)	
	県議会議員選挙	7,059 (7,059 0)	倭小西線改良	37,000 (37,000 0)	
	参議院議員選挙	11,859 (11,859 0)	じげの道づくり事業	6,100 (0 6,100)	
	町長・町議会議員選挙費	8,110 (0 8,110)	町営住宅管理（施設工事）	53,733 (146,813 93,080)	
	民生費職員人件費	20,763 (347,043 367,806)	公共下水事業会計繰出	77,824 (3,571 81,395)	
	臨時特例基金特別対策事業	5,650 (0 5,650)	教育費職員人件費	7,541 (152,356 159,897)	
	南部箕蚊広域連合負担金	5,108 (173,738 178,846)	会小後校舎耐震補強等事業	102,246 (6,116 108,362)	
	桜花塾解体撤去工事	5,767 (0 5,767)	会小体育館耐震補強事業	3,000 (0 3,000)	
衛生費	保育園臨時保育士等賃金	40,191 (68,895 28,704)	西伯小コンピュータ整備事業	5,523 (6,613 1,090)	
	保育園臨時保育士等報酬	58,774 (0 58,774)	西伯体育館改修	18,801 (0 18,801)	
	後期高齢者医療関係経費	163,245 (9,791 173,036)	西伯小校舎屋根工事	50,959 (50,959 0)	
	衛生費職員人件費	2,018 (35,107 37,125)	地方債元金	37,121 (979,369 1,016,490)	
	老人保健会計繰出	123,042 (134,642 11,600)	地方債利子	9,074 (151,863 142,789)	

一般質問ダイジェスト

団塊世代対策

細田元教議員

健康管理と人材活用は

特定検診を活用し地域活性化に力添えを 町長

Q 昭和二十一年から昭和二十五年の団塊世代が定年退職の時代になった。生活リズムの変化による体調不良などの今後の体力保持等や、生きがい対策等も大事だと思う。また、知識豊富な方々を生かすところ、活用する場所、そしてこれらの人が伸び々と暮らせるようにする、これは我が町の大きな財産であると思っている。これらについての町の施策、戦力である人材をどのように活用していくのか問う。

成二十年度から始まる四十歳から七十四歳の方を対象に特定健診、特定保健指導を活用していただきたく考えています。又、胃、大腸、子宮、乳甲状腺、肺がん検診と特定健診を同時に実施するセット検診も行います。生きがい対策についてはアンケートによると働くことへの回答が一番多く、楽しみは野菜づくりや花を育てることとあります。町では農業の後継者
が不足している中、団塊の世代の方を農業の新たな担い手として育成をしていこうと考えて取り組んでいます。以前から定年期の普農セミナーを開催しています。農業の担い手の育成確保に努めると共に健康づくりや地域の活性化を目指して団塊の世代の活躍に向けた支援をしたいと思えます。

その他の質問
教育問題

A 団塊の世代はいろいろな幅で語られています。昭和二十二年から二十六年というぐあいに区切ってみると、町内に約千五百人おられます。知識や技能を持つた方々が地域で活躍していただく事を期待しています。

体力保持については平



法勝寺庁舎屋上より

ゴミの減量化

杉谷早苗議員

燃えるゴミ減量5%目標の取り組みは

紙類の徹底的な分別を

町長

Q 平成二十年四月から、南部町・伯耆町清掃管理組合へのゴミの個人持込が有料になり、それに伴い通常収集に出すときの布団、剪定木、木くずなども指定の袋に入れるか、袋に入らない場合は指定の袋をつけるといふことだ。このような背景の中、町は燃えるゴミ5%減量化に向けた取り組みを実施する
と聞いている。実施予定は何時からか、取り組み方法は、自家処理方法の困難な地域の対策をどのように考えているか。

区単位で収集してありますので、各地域振興協議会で取り組んでいただくことを考えています。実施時期は地域振興協議会と協議をしてスタートさせたいと考えています。

A 平成九年度から分別収集を開始していますが平成十八年度では二倍以上に増えています。平成十九年度からは、地域振興区単位で収集し、ゴミの重量を測定して減少する見込みです。減量5%取り組み方法は燃えるゴミを地域振興

別と生ゴミの少量の削減で十分クリアできると思っています。地域振興協議会それぞれ減量のアイデアをだしていただき、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

その他の質問
子育て支援



南部町・伯耆町清掃管理組合

ふるさと納税

秦伊知郎議員

どのような方法でPRをするのか

SANチャネル等での広報を

町長

ふるさと再生寄付制度と、それに伴う寄付条例の制定についてですが、この制度は各自自治体が、自然保護、高齢者福祉の充実、教育文化の振興等、複数の施策、事業のメニューを示し、寄付をする人が施策を選んで寄付できるシステムです。

条例制定に当り考え方を、又、どのような方法で町内外にPRを行うのか説明を求めます。

出身地や居住したところのある地域の自治体に寄付をすることで貢献することを可能とする税制上の仕組みをふるさと納税と言います。

自治体は受け皿となる基金をつくって積み立て、必要額に達したら事業化する制度、二〇〇四年の長野県泰阜村、北海道のニセコ町を皮切りに、二〇〇八年二月まで全国で三十二市町村が条例を制定している。

今議会に「がんばれふるさと寄付条例」として条例が提案された。現時点で県内では県を含め十三市町村が検討中と報じられている。

地方から都市への情報発信、都市からの思いやりを地方は受信する。地方と都市の共生のため成果を上げたい事業だが、視点をどこに求めるかでその評価も変わってくる。

今議会に「がんばれふるさと寄付条例」を上程し体制を整備しようとしています。今後の取り組み



土手の桜

は、皆様に制度をよく知っていただくことが大切と考えます。又、ホームページや広報なんぶ、SANチャネルでの広報活動や、県人会、町人会等での交流を通じての広報活動や、クレジットカードによる寄付の検討を考えています。

寄付という仕組みを借りて納税地が選べる画期的な制度であります。町では事業を寄付者を選んでいただく方法を提案しましたので施策を積極的に実施し充実したものにしたいと考えています。

その他の質問

教育施設の整備

全国瞬時警報システム

少子化対策

宇田川弘議員

三世代住宅優遇措置は

若い世代には、なかなか受入れられない町長

鳥取県の人口も六十万人を割り込み、南部町でも今年度生まれのお子さんが六十人と少なく、先日の中学校の卒業生が両中学合せて百六名、二年生は八十九名、一年生は百三十三名でした。また十八年度死亡の方は百四十七名にも及んでおります。人口対策については、町外から来られ家を建てられた方には固定資産税の還付がされている、いわば外向き

が、内向きの事業の方策はどのように考えているのか、また鳥取県でも三世代住宅取得を優遇する特別税措置が考えられています。当町では取り組をどのようにされるかを伺いたい。

合併前からそれ

その町で若者定住対策として働く場所の確保のために企業誘致を進め、あわせて福祉施設を充実させることで雇用を創出してまいりました。

そして新しく住宅団地を造成し、転入してこれらの方に保育園の受入れ体制も充実させながら、若い世代の定住に努めてきました。その結果として、人口減少が他町と比較して南部町はわずかな減少となつていて、自信を深めてまいりました。

今後も企業誘致などにより働く場所を確保し、福祉の充実を図りながら福祉の町南部町を今まで以上に前面に出し、皆様から暮らしやすい町、安心して子育てができる町と言われるように、一層充実させてまいります。

県の三世代施策についてはまだはつきり承知しておりませんが、非常にいいことだと思っております。ただ、アンケートの結果などから推察いたしますに、若い人はどうも同居を望まれないようです。同じ宅地内に別棟を建て暮らすようなことはあるようですが、案外同居したがりません。理由を尋ねてみますと、子供に悪いくせがつくなどと、堂々と回答を寄せられる若い夫婦もある訳です。

三世代同居のよさは、十分承知してはいますが最近の若い世代にはなかなか受け入れられない実態から、困っています。

その他の質問

企業誘致

企業誘致

企業誘致



大國田園スクエア

枯れが進んできた土手の桜

新たな植栽・定期的な維持管理で

町長

Q 南部町の町花でもある法勝寺土手の桜並木は、今年で六十年近くになり、木の傷みも激しく年々枯れ枝もふえてきました。天狗巣病も老化とともに増殖し限界に近づいた巨木の延命は、なかなか困難となつてきているところです。今日迄の町の発展や、私達の成長を見守ってくれた土手の桜並木が枯れていくのは、非常に寂しい思いがするのは私だけではないでしょう。今後少しずつでも入れ替えをし

ていかなければ、通学路でもあり大変な事態も起きかねません。それは通学路に張り出した枝が枯れ、通学路に落下する事実があるからです。これからは、教育委員会・学校・PTAなど町全体で桜を守り安全確保に努めるような対策をしなければと思うがどうか。

A 町の花である桜は、町民を始め多くの人に愛され、毎年春にきれいな花を咲かせてたくさんのお客でにぎわっています。

この桜は先輩方のためまめ努力によつて今日まで守られた町の貴重な財産です。先人の思いを次世代に継承していく為、町としては花回廊から緑水湖までの道路沿に新たな桜の植栽を行った



枯れた土手の桜

その他の質問
施政方針
合併浄化槽

り、今の桜の維持管理を行い、南部町内が美しい桜の花でいっぱいになるよう、魅力的な町づくりを推進しているところです。しかし美しい花が終わってからは、毛虫が発生して道路に落ちることや枯れ枝が落ちることがあり、町として毛虫の防除や枯れ枝の撤去を実施してきたところであります。町内が桜の花で満ちあふれ、毎年立派な花を咲かせるために、新たな植栽と、継続して定期的な維持管理が必要であると考えています。今期定例会で提案しています南部町ががんばるさと寄付条例の中にもあります。桜並木の保全と桜を通じた町づくり事業の活用により、今後も積極的に桜の町づくりを推進してまいります。

暴言の謝罪を求める

謝罪の考えはございません

町長

Q 昨年十二月議会会期中に、議員の質問について、町長は、あんなら質問には悪意がある、恣意的だ、などと住民の声を届ける議員の質問をゆがめたり、話合

いの中で議員に対して、まだ解らないのか手が出るぞ」と発言したことは重大な問題である。今日、自治体の首長、議事に席を置く者は政治倫理を持ち、正しい姿勢で政治に臨むことが求められており、地方公共団体の首長は、住民の健康福祉を増進することを目的とし、公平、公正な政治をすることが特に求められている。公平、公正とは住民の要求や意見について首長と意見を異にする者の声を真摯な気持ちで聞くこと、これが民主主義社会の自治体運営の基本であり、住民も強く望んでいる。町長、議員の横暴は決して容認されるものではない。町長

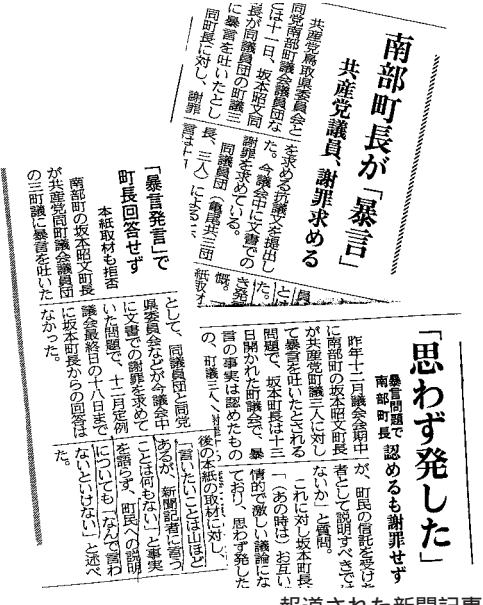
は暴言の非を認め、謝罪を求める。

A 昨年の十二月議会の一一般質問で、九月議会に西伯給食センターの業務委託の契約は偽装の疑いがあるのではないかと質問がありました。

本会議の終了後議長にルール違反と本会議での発言の申し入れをされているところに、私が通るかかり、話しに加わるように言われ同席をされました。激しい議論の中でこ

その他の質問
給食センター
農業問題

のままいけば手が出したくなるような事態になると思つて、思わず発した言葉とおもいます。謝罪については町長室で抗議文を読み上げられましたたわけであります。特に迷惑をかけたというように思っておりませんので、そういう考えはございません。



報道された新聞記事

人権問題

石上良夫議員

行政改革と人権行政

効率的な人権行政を推進

町長

Q 地方分権、指定管理者制度導入、地域振興協議会設置による改革のなかで、人権問題の解決は国及び地方自治体の責務であり、行政

に努力してきたところである。更に他市町村より一歩も二歩も進んだ人権行政を推進する事が重要である。人権侵害救済は平成十五年九月から一年以上の長期間検討され、平成十七年十月に県議会本会議において成立後、

法曹会を中心に慎重な意見がだされ現在施行停止中である。人権侵害によるさまざまな被害をなくするため、県民に正しく理解される内容で改正され早期に執行すべきと思うが、新年度を迎えるにあたり町長の所信を伺う。

A 人権は町民一人一人が自分自身の問題と意識し積極的に取り組んでいく必要がある

まず。行政改革において地方分権や規制緩和などの進展により、自治体み

ずからの判断と責任により行政運営することが重要であり、多様な町民ニーズに的確にこたえ、簡素で効率的な体制整備と地域特性を生かした町づくりを進める必要があります。昨年設立した地域振興協議会において、人権学習、人権啓発の部署も設け役場担当課とより

充実した情報のやりとり、専門協力等、連絡を密にし効率的な人権行政を展開していきます。人権侵害救済条例については、平成十七年十月成立後、さまざまな意見があり二月

県議会において条例等の停止が決まり其後条例見直し



その他の質問
格差社会

検討委員会を設け十八回の検討会後内容の大幅な改正を必要とする意見書が提出されました。現在の条例は新たな人権侵害発生の危険も指摘されておりますが、鳥取県の人権条例は他県に先駆けて成立された条例であり、最善の打開策が示される

入札制度

植田 均議員

公正な競争を確保するよう入札参加企業を増やす改善を

落札価格は安いだけがいいとは言えない 町長

Q 十九年の実績で町に指名願いを提出している企業は九六〇社。町が指名し入札に参加している企業は一三五社。その内、地元企業は

九社という現状だ。また、二五〇万円以上の契約の落札率は平均で九十四・七％という状況である。地元企業の育成、雇用の確保などを理由に入札のほとんどを指名競争にする合理性はないと考える。

全国知事会が発表している指針では、「地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る必要がある。一般競争入札の参加条件としての地域要件を設定するに当たっては、地域の業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう応札可能者は二十から三十社以上を原則とする。なお、このような地域要件については応札可能者がさらに増加するよう、いつそこの緩和を図る必要がある。」と

述べている。南部町においてもこのような改善が必要と考えるが見解はどうか。

A 公共調達に

ついて、透明性を高めていくという方向については同感です。ただ、町内企業は納税もしていた

だいておりますし、仕事を通じて町に貢献いただいています。従業員の方も同様で、一定程度町内企業は配慮していく必要があると思っております。また、落札価格は適正な単価設定、価格設定が技術力の蓄積だとか社会貢献など、利益がないとそれのようなことも期待できません。したがって、安いだけがいいということにはならないと思いま

す。安ければ手抜き工事ということも起こってきます。また工種によっても違います。そういうものを押しなべて、いくらが適正かとなかなか言えないと思えます。

その他の質問

後期高齢者医療制度事業実施の優先度のあり方



行政主導で住民自治は育つのか

住民に参加の義務を課すものではありません 町長

Q 行政主導の住民組織が、本主に住民に役立つ活動や自主活動の発展に貢献しているのか、多くの住民から疑問の声が上がっている。

「役場の職員が来て住民組織をつくれ」といっても住民自治は育つものではない。明治時代の考え方ではないか」との住民の声にどう応えるのか問う。

A おしつけや行政主導に寄る一方的な誘導はしていません。

地域の皆さんが積極的に参加され、活発な議論と同意によって、民主的になされてきています。住民自治本来の姿である住民参加型のまちづくりが着々と芽生えてきていると実感しています。「振興協議会」は任意組織として提言したが条例で認められたので条例上の組織になったということです。協議会への参加の義務を課しているものではありません。地域振興協議会に公共（の仕事）の一部でも町と協働してやっていたら、こんなにすばらしい町づくり

先の議会答弁で町長は、地域振興協議会に入るとは条例ができるまでは任意だが、できてからは任意でない」といっているが条例が通れば協議会への参加が義務になるのか。協議会への加入を半ば強制的にとりくむことは条例の趣旨にも反するのではないか。住民が自発的にやっているというが、行政の肩代わりをさせていく中身だというのは二十年度の予算を見ても明らかだ。本来公共（の仕事）に住民が参加するというのはNPOなど自発的行為によってだ。これらを育てていくというの

Q

南部町の公の施設、緑水園が改正自治法の施行に伴い現在南部町地域振興会の指定管理で町長が理事長となり運営されているが、民法第一〇八条双方代理の禁止、「首長の兼業禁止条項」地方自治法一四一条、首長一四二条、及び同法九十二条の二、「議員の兼業禁止」に議員が抵触しないとする根拠を求めらる。

南部町の公の施設、緑水園が改正自治法の施行に伴い現在南部町地域振興会の指定管理で町長が理事長となり運営されているが、民法第一〇八条双方代理の禁止、「首長の兼業禁止条項」地方自治法一四一条、首長一四二条、及び同法九十二条の二、「議員の兼業禁止」に議員が抵触しないとする根拠を求めらる。

広く地方公共団体に對して物件、労力を供給する契約を指すものであります。指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を得たうえで、地方公共団体に代わって行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではなく、法律上、指定管理者制度は請負にはあたらないと解されており、首長の兼業の禁止規定には適用されません。



緑水園

緑水園の指定管理は法律にふれないか

法令等に抵触はない

町長

A 首長の請負に係る兼業禁止規定は、地方自治法一四二条に定められている、請負とは

緑水園の理事等利害関係にある議員の半数八名が関わりを持つているにも拘らず、その議員が除斥もなく当該予算案等の審議にあたることは、民法九十条「公序良俗に反する行為」にもあたると、また一般社会通念上、不合理と思うが問題ないとする根拠は。

指定という行政行為に基づき公の施設を管理する権限が与えられる事となるため、地方公共団体と指定管理者との関係は私法上の契約関係でなく常務理事への町会議員の就任は抵触しません。また審議における除斥についても地方議会事務提要一四五四頁にあり問題ありません。

その他の質問
中医協問題について
人口対策と増収対策

NANBU TOWN ASSEMBLY REPORT
総務常任委員会

三月定例議会では、当委員会に十議案、五条例の審査が付託された。審査内容の概要は次のとおりであった。

議案 審査

一般会計補正予算

(反対者意見)

住民訴訟に対する弁護士費用を予備費充用している点、後期高齢者医療の激変緩和措置では十分である点。

(賛成者意見)

四千六百万円の減額補正であり、支出抑制の結果である。

*賛成多数で承認

育児休業等に関する法律改正に伴う条例整備

*全員一致で可決

被災者住宅再建支援条例の改正

(反対者意見)

中山間地では対象外になる可能性も。また、一部損壊を対象外にすることは、制度の低下。

(賛成者意見)

国の制度整備に伴い、この条例でも従来の範囲を網羅できる。

*賛成多数で可決

特別会計条例の改正

(反対者意見)

簡易水道会計を廃止したことから、後期高齢者特別会計を加えたこと。後期高齢者は制度自体の凍結を求めている。

(賛成者意見)

簡易水道に関しては、問題点もあるが町内を統合することから必要な事項であると考ええる。

*賛成多数で可決

町営バス管理運行条例の制定

(反対者意見)

住民が望んでいない路線。利用料金は条例の中で金額を定めるべき。

(賛成者意見)

法改正により今のままでは運行できないので条例を制定するものである。料金については、議会でも注視していけばよいのでは。

*賛成多数で可決

国民健康保険条例の改正

(反対者意見)

後期高齢者医療制度の導入により十期の分割が八期になるというのは問題である。特別徴収にも賛成できない。

(賛成者意見)

分割回数が減るのは、業務が集中する時期には処理が間に合わないとい

うことで、事故防止のためにも止むを得ない。

*賛成多数で可決

南部町教育の日条例の制定

*全員一致で可決

町立学校の設置に関する条例の改正

*全員一致で可決

南部町がなればふるさと寄付条例の制定

*全員一致で可決

平成二〇年度一般会計予算

(反対者意見)

地域振興基金として基金を積み立てるのは良いが、借金があるのに、今また借金をしなければならぬ理由を住民に説明しなければならぬ。その他に地域振興協議会の職員派遣、行財政改革の内容などにも反対である。

(賛成者意見)

教育施設の充実はい前から議会要望を出しており、評価できる予算である。地域振興協議会の予算配分も評価できる。

*賛成多数で承認

陳情 審査

島根原子力発電所の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政

策の転換を求める陳情書

*賛成少数で不採択

JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書の提出を

求める陳情書

*賛成少数で不採択

その他の三件の陳情については、継続審査とした。

た。

NANBU TOWN ASSEMBLY REPORT
民生常任委員会

当委員会に付託を受けた議案は二十件、陳情は六件であった。

議案第五号 平成十九年度南部町一般会計補正予算(連合審査)について、後期高齢者医療のシ

ステム委託料が計上されており、認めることはできないとの意見もあつた

が、激変緩和のためのシ

ステムであるとの意見が

多数であり可決すべきものと

とした。

議案第六号 平成十九年度南部町国民健康事業

特別会計補正予算について、全員一致で可決すべき

ものとした。

議案第七号 平成十九年度南部町住宅資金貸付

事業特別会計補正予算について、制度そのものにつ

いて反対との意見もあ

つたが、成果も少しずつ上がっており、回収努力を認め賛成多数で可決すべきと決した。

議案第十二号 平成十九年度南部町墓苑事業特別会計補正予算について、

全員一致で可決すべきものとした。

議案第十四号 南部町病院事業会計補正予算に

ついて、全員一致で可決すべきものとした。

議案第二十二号 南部町後期高齢者医療に関する

条例の制定について、七十五歳で別扱いの医療

制度であり不安感も与えているために反対。若年

層の負担軽減、保険制度を守るため必要である

との多数意見があり賛成多数で可決すべきものと決

した。

議案第二十三号 南部町特別医療費助成条例の

一部を改正する条例の一部改正について、全員一

致で可決すべきものと決した。

議案第二十四号 南部町福祉医療費助成条例の

一部を改正する条例の一部改正について、全員一

致で可決すべきものと決した。

議案第二十五号 南部町国民健康保険条例の

一部改正について、賛成多

数で可決すべきものと決した。

議案第二十六号 南部町廃棄物の処理及び清掃

に関する条例の一部改正

について、し尿の料金に

ついて原油高騰分について十八ℓにつき二十円の

値上げについては賛成多

数で可決すべきものと決

した。

議案第三十二号 南部町病院事業の設置に関する

条例の一部改正について、賛成多数で可決すべ

きものと決した。

議案第三十四号 平成二十年度南部町一般会計

予算(連合審査)後期高齢者医療特別会計の繰出

金、人権施策等について

反対意見があつたが賛成多数により可決すべき

ものと決した。

議案第三十五号 南部町国民健康保険事業特別

会計予算について、賛成

多数により可決すべきもの

と決した。

議案第三十七号 平成二十年度南部町住宅資金

貸付事業特別会計予算に

ついて、賛成多数により

可決すべきものと決した。

議案第四十二号 平成二十年度南部町介護サービス事業特別会計予算について、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第四十三号 平成二十年度南部町墓苑事業特別会計予算について、全員一致で可決すべきと決した。

議案第四十四号 平成二十年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、制度そのものについて反対とする意見があったが賛成多数により可決すべきと決した。

議案第四十六号 平成二十年度南部町病院事業会計予算について、賛成多数により可決すべきものと決した。

議案第四十七号 平成二十年度南部町在宅生活支援事業会計予算について、全員一致で可決すべきものと決した。

陳情第二十五号 介護療養病床廃止。医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書について、全員一致で継続審査にすべきと決した。

陳情第二十八号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情について、賛成少数で不採択す

べきものと決した。

陳情第二十九号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情書面について、重大な誤りがあり多数意見により審議未了とした。

陳情第三十号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情について、賛成少数により不採択すべきものと決した。

陳情第三十二号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願いについて、広域連合においてすでに議決されており、陳情者に内容を説明し多数意見により審議未了とした。

陳情第三号 現行保育制度の堅持、拡充、保育学童保育、子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書提出の陳情書について、全員一致で趣旨採択すべきものと決した。

経済常任委員会

本委員会に付託を受けた案件は、議案十八件、陳情二件であった。

議案第五号 平成十九年一般会計補正予算について、事業実績に伴うもので減額の補正であり全員一致可決すべきと決した。

議案第八号 平成十九年簡易水道事業特別会計補正予算について、諸木ニータウン間送水管付設工事が主であり全員一致可決すべきと決した。

議案第九号 平成十九年農業集落排水事業特別会計補正予算について、加入金引き下げの意見があったが可決すべきと決した。

議案第十号 平成十九年浄化槽整備事業特別会計補正予算について、事業実績に伴うものであり全員一致可決すべきと決した。

議案第十一号 平成十九年公共下水道事業特別会計補正予算について、みのりの里の事業実績を内容とするものであり全員一致可決すべきと決した。

議案第十三号 平成十九年水道事業会計補正予算について、給水不足時に米子市からの受水料金が主であり全員一致可決すべきと決した。

議案第二十七号 肉牛特別導入事業基金条例の廃止について、全員一致可決すべきと決した。

議案第二十八号 上水道事業の設置に関する条例の一部改正について、

内容は簡易水道の池野、鶴田を除く会見地区と馬佐良区を上水道会計に統合し、使用料金は現行通りで、西伯区は馬佐良のみを入れ、会計だけ併せることに反対があったが可決すべきと決した。

議案第二十九号 簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について、公営企業の全部適用になり一般会計からの繰入金は出来なくなり将来料金の値上げの心配で反対があったが可決すべきと決した。

議案第三十号 簡易水道基金条例の一部改正について、全員一致可決すべきと決した。

議案第三十一号 町営住宅条例の一部改正について、全員一致可決すべきと決した。

議案第三十三号 町道の認定について、全員一致可決すべきと決した。

議案第三十四号 平成二十一年一般会計予算について、緑水園に無利子で貸付金(二千二百万円)を出すこと、ジゲの道づくり事業は町のすべき仕事の放棄である、緑水園の貸付金は以前の基金であり、ジゲの道はすべきであるの賛否で採決の結果

内容が可決すべきと決した。

果賛成多数で可決すべきと決した。

議案第三十八号 平成二十一年農業集落排水事業特別会計予算について、加入金の均一をすべき意見があったが可決すべきと決した。

議案第三十九号 建設残土処分事業会計予算について、全員一致可決すべきと決した。

議案第四十号 平成二十年浄化槽整備事業特別会計予算について、意見があったが可決すべきと決した。

議案第四十一号 平成二十年公共下水道事業特別会計予算について、意見があったが可決すべきと決した。

議案第四十五号 水道事業会計予算について、意見があったが可決すべきと決した。

陳情第一号 鳥獣被害防止特措法関連予算を、鳥獣捕殺でなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情は趣旨採択と決した。

陳情第二号 道路特定財源の一般財源化および暫定税率の廃止について継続と決した。(本会議において是不採択となった)

四月三十日、ガソリン税などの暫定税率を復活する法案が与党の二/三以上の賛成多数で再可決された。税制関連法は衆議院で可決後、参議院に送られてから六十日たっても議決されず憲法の規定により再び衆議院に送られ決せられたものである。

**あ
と
が
き**

この間、賛否すら決することのできない参議院は自らの存在を否定するに等しい行動と言わざるをえない。法案の再可決について、全国都道府県知事の九割に近い四十二名が評価の姿勢を示したとのアンケート結果もある。

民主党をはじめ野党は、首相に対しての問責決議案の参議院の提出に明確な行動を示していない。問責決議には、何ら法的な根拠がなく無視されればそれで終わりと言われており、審議拒否を貫いて内閣総辞職や、解散・総選挙に追いこんでいくすがきが描ききれないのだから。

福田首相は道路特定財源を二〇〇九年度から一般財源化する方針を示しており、政府は四月三十日に税制抜本改革に向け税制調査会での検討に着手する方針を固め、六月にまとめる「経済財政改革の基本方針」に一般財源化の具体案を盛り込むことを目指すとしている。

「ねじれ国会」で必用なのは、強硬採決・審議拒否といった姿勢、行動ではなく十分な審議ではないだろうか。